

第11回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 議事概要

1. 日時：令和3年6月28日（月）16:00～17:00

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、高橋洋、原英史、川本明

（政府）河野大臣、藤井副大臣、田和審議官

（事務局）山田参事官

（ヒアリング）

<住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度のあり方（フォローアップ）>

国土交通省 住宅局 黒田審議官

住宅局 住宅生産課 石坂課長

住宅局 住宅生産課 建築環境企画室 村上室長

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 江澤課長

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 清水課長

環境省 地球環境局地球温暖化対策課 小笠原課長

地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室 坂口室長

東京大学大学院 工学系研究科 准教授 前真之

4. 議題：

（開会）

住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度のあり方（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから第11回再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議としております。また、本タスクフォースは内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、河野大臣、藤井副大臣にも御出席いただいております。

それでは、河野大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

今日は、2月に開催しました、第5回でしたか、そのタスクフォースに続いて、住宅・

建築物の省エネ規制について取り上げることになりました。

前回のタスクフォース以降、国交省におかれては、住生活基本計画を3月に改定していただき、4月から脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方検討会で、検討をさらに深めていただいていると思います。

国交省をはじめ、関係省庁にいろいろ御尽力をいただいているとは思いますが、前回のタスクフォースの意見が必ずしも十分に反映されていないようで、カーボンニュートラル2050に向けての踏み込みが不十分ではないかという心配の声も、国交省の中からも聞こえてまいりますし、様々などころから耳にするようになりました。

住宅・建築物の省エネについては改善の余地が大きい一方、関連する省庁が多くて、それこそ縦割りの狭間に住宅の太陽光パネルとか、大きな問題、本質的な問題がこの縦割りの狭間に落ちてしまっているのではないかと感じております。

国交省をはじめ、各省庁の皆様には、改めて今日の議論をしっかり受けとめていただき、できない理由は結構ですから、どうすればできるのかということを持ってきていただきたいと思います。今日も建設的な御議論をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日御発言される方はマイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンでお願いします。イヤホンの使用に御協力ください。

それでは、議題に入ります。

本日は、これから説明のある資料1から3のほか、参考資料1として再エネ熱利用促進連絡会から提出された意見書と、参考2として、本日の議題とは直接関係しませんが、前回のタスクフォースでの委員ペーパーに対して寄せられた指摘に対する回答を配付しております。

それでは、大林委員から、まず、5分以内で前回の第5回タスクフォースの振り返りと省庁への質問をお願いいたします。

○大林構成員 御紹介ありがとうございます。

再生可能エネルギー総点タスクフォースの大林でございます。

前回2月に住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方ということで、タスクフォースで取り上げました。第5回目のタスクフォースでしたが、実はほかのタスクフォースの回と違って非常に関心が高く、通常のタスクフォースですと3,000回、4,000回ぐらいの視聴者があるのですが、この5回目は3万人以上の方々が見ています。

この回を使ったウェビナーや解説、ブログが全国に広がっていき、いかに多くの方が、住宅・建築物において省エネルギー政策を進めていくことを重要に考えているのかということが、図らずも明らかになって、私たちも責任をもってフォローアップをしていこうということになりました。

第5回にはタスクフォースにて要望事項として大項目8つを要望させていただきました。それぞれ時限がついていますが、このタスクフォースを開催したときは2月でしたので、菅総理の10月の2050年カーボンニュートラルの発表があった後、しかし、4月の2030年に46%の温室効果ガスを削減するという目標が発表される前でした。現在は2030年の削減目標が明確になっていますが、省エネについても、こうした目標は、2050年からバックキャストをして定められなくてはならない。それに至るためのロードマップも明確に設定される必要があります。タスクフォースでは、明確なロードマップの策定を今年以内にやるべしと、そういった要望もしています。

また、タスクフォースの議論で明らかになったことに、住宅・建築物に関する省エネルギー基準の適合義務化が、実は昨年予定されていたのに、それを義務化をしていないばかりか、義務化そのものが立ち消えになってしまっていたという事実があります。義務化の議論の再開を、まず2021年以内に検討を始めて、2年以内に施行せよと要望しています。以前定めようとしていた省エネ基準は、1999年に作られたものですので、この基準自体も強化していくべきという要望をしています。

次には、国交省が主導して、ZEH、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、そしてZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルを積極的に推進することを要望し、これも詳細な目標を設定して、義務化の検討も、今年以内にやることについても要望しています。

そうして、既存住宅・建築物の省エネルギー対策を促進すること。こちらも年内に検討し、対策を2022年に実施することを要望しました。住宅・建築物のエネルギー性能表示、BELSは、既存の住宅の省エネ対策に非常に関わる場所であり、省エネ表示によって、住宅のエネルギー効率が明らかとなり、対策を進めていく指標になるため、この表示の義務化を進めていくことも提案しています。

先ほど大臣からも関心があるという御説明がございましたけれども、第5回タスクフォースにおいても、再エネを徹底的に増やしても、省エネが進まなければカーボンニュートラルにはならないので、特に国交省は、住宅・建築物の省エネルギーについて、責任を持って、リーダーシップをとって進めていくようにというコメントがございました。

それを受け、その後国交省では、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策の在り方・進め方検討会の開始をしていただきました。検討会は、4月19日から、今まで4回ほど開催をされております。

しかし、その検討状況を見聞きし、検討会委員の方々にヒアリングをしている限りでは、実は、タスクフォースが要望してきたこれらの8つの項目というのが検討されていないのではないかと感じています。こうしたことから、今回、このフォローアップをすることになりました。

なお、わたくしたちから、別途国交省に要望を送っており、今回の資料の2枚目に内容を記しています。本日1時間ということもあり、効率よく進めていくという観点から、幾つか事前に質問をしました。

まず、検討会において、2050年の目標とバックキャストिंगのロードマップがどういふふうに見られているのか、そもそもロードマップを作っているのかということ。

それに関連して2050年だけではなくて、2030年度目標の意味として、平均でZEB・ZEHという文言があるが、これはどういう意味なのか。

また、住宅・建築物における省エネ基準の適合義務化の議論がどう進められているのか、その実施の年度はいつなのか。

これについて、先週の金曜日に国交省のほうから返答いただきました。これはウェブサイトにも、もうアップロードされているのでしょうか、山田さん？

○山田参事官 今日資料ということで、資料の2ということでアップしております。

○大林構成員 ありがとうございます。失礼しました。

この返答資料では、それぞれの質問について、検討会で議論をします、検討会で委員から御指摘があったような形で話を進めてまいります、と縷々書かれています。でも、この検討会が立ち上がった4月19日の後に、菅総理が新しいNDCという形で、46%の削減ということをおっしゃっていますので、本当に目前に迫った30年の目標値というのは、これまで議論された2050年のカーボンニュートラルにおける2030年目標よりももっと深掘りして、明確なロードマップを築かなくてはならないはずで、加速した議論が必要です。しかし、ご回答にある検討会ですでは状況がわからない。

そもそも在り方委員会の議事録というのが1つも公表されておらず、検討状況がわからない。資料は公開され、ウェブチャンネルはありますが、検討会で、どなたがどういう発言をされているのか、国交省が説明しているような「そのように」という状況がわかりません。

あり方検討会での議論の様子と進捗を、ぜひ明らかにしていただき、具体的なそのロードマップを作る、その姿を、私どもの委員会に示していただきたいと思っています。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省から補足が、それから、補足があれば、経産省、環境省から回答を合計10分以内でお願いいたします。

○黒田審議官 国土交通省の審議官の黒田でございます。

大臣、今日はよろしくお願いたします。ありがとうございます。

今、大林さんのほうから御質問をいただきました回答につきまして、既にアップロードされているようですが、まず、内容について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

○国土交通省 それでは、住宅局環境室の村上といいます。

私のほうから、かいつまんで回答させていただきます。

資料の2のほうでありますけれども、いただきました1番の問いですが、2050年の目標とバックキャスト型ロードマップについてということでございます。

2050年の目標につきましては、第4回検討会においても御指摘をいただいたところでご

ざいます。長期戦略の議論等も踏まえつつ、住宅・建築物に限らない全体に長期的な全体像も踏まえて議論をする必要があると考えております。

また、バックキャストしたロードマップの策定の御質問でございます。

2050年のあるべき姿につきましては、先ほど述べたとおりでございますけれども、第4回検討会においても委員のほうから御指摘をいただいております。長期目標としての2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2030年で新築平均ZEH・ZEBの省エネ性能の実現が必要であるとの認識によるものであります。

これに向けた対策のスケジュールですね、どういうスケジュールであるかということについては、検討会において御議論をいただくということで、前回、お話をさせていただいているところでございます。

2番目の問いでございます。2030年の目標の意味というところでございます。

平均ZEH・ZEBの定義についてというところ、その意味ということと、ここでも2050年カーボンニュートラルを前提にしたバックキャストによる目標設定なのかどうかという2点かと思っております。

回答のところでございますが、御指摘の点につきましては、第4回検討会でも委員の方々からの御指摘をいただいております。

その際に、回答させていただいておりますけれども、ZEHロードマップフォローアップ委員会におけますZEHの定義について書いてございます。こちらについては、割愛をさせていただきますが、いろいろZEHの説明があります。

このうち、検討会におきましては、省エネ対策の徹底というパートと、再エネの導入、拡大というパートでございます。

省エネ対策の徹底というパートのところにつきましては、このZEH・ZEBの目標を書いてございますが、これにつきまして、ZEHの省エネ性能といたしましては、省エネ基準から20%削減した水準ということでございます。

素案に書いております2030年平均ZEHということにつきましては、この省エネ性能についてお示しをしたものでありまして、平均より20%削減されるものということで、いいものと悪いものを組み合わせて、平均として2割削減を目指すという意味合いであるということで御説明をさせていただいているところでございます。

ZEBも併せて、検討会において記述を分かりやすくという御指摘をいただいておりますので、この辺り、整理をして検討会において御確認いただくこととしております。

また、バックキャストの目標かということにつきましては、先ほど、一番上で答えさせていただいたとおりでございますので、割愛させていただきます。

2)の問いでございます。

基準の適合義務化と基準強化についてということでございます。

①のところでございますが、適合義務化の基準について、省エネ性能と断熱性能、住宅の場合でございますが、両方かということでございます。

これは、御指摘のとおり、住宅につきましては、省エネ性能と断熱性能の両方ということになります。

義務化の対象につきまして、住宅全て及び小規模建築物全体が対象かどうかということですが、これは、全て検討対象ということでございます。

③でございます。適用義務化に要する年月、このスケジュールということになりますが、先ほども申し上げましたが、対策の強化のスケジュールにつきましては、検討会において御議論をいただくということで考えてございます。

④の基準の強化についても、基本的な考え方ということで、さらなる強化をスケジュール化すること、同じことかと思いますが、こちらについても、全体の対策の強化のスケジュールと併せて、御議論をいただく予定にしております。

移りまして、3) のところでございます。省エネルギー性能表示の義務化のところでございます。

①のところで、義務化ということによいかということと、実施可能の見通しということでございます。

義務化については、義務化を含めて検討対象ということでございます。

実施時期については、スケジュールの話でございますので、ほかのものと合わせて検討会で御議論をいただく予定でございます。

②でございます。既存住宅・建築物について、どのくらい時間が必要かということですが、こちらについても、ほかのスケジュール感と合わせて御議論いただく予定としてございます。

4) のところでございます。太陽光発電設備の設置義務化についてということとして、①のところで、太陽光発電設備導入目標とロードマップというところでございます。

こちらについては、再エネの導入も含まれているかと、含まれていない場合には、太陽光発電の効果は算入されないということかといったようなことを御質問いただいております。

1つ目といたしましては、現行の2030年の温室効果ガスの削減目標につきましては、ZEH・ZEBによる太陽光発電分を含まない省エネ対策による効果を省エネ量として計上しております。

太陽光発電分につきましては、別途、屋根置き太陽光発電等を含めまして、再生可能エネルギーの導入量として計上されているということでございます。

また、2050年の住宅・建築物のあるべき姿の中で位置づけられているかということですが、これについては、最初に回答させていただきましたとおり、長期的なあるべき姿については、長期戦略との議論も踏まえつつ、住宅・建築物に限らない全体の長期的な状況も踏まえて議論する必要があると考えております。

②でございます。住宅・建築物における太陽光の導入促進について、様々な検討がされておりますが、どのような形で、また、いつ頃までに検討されるのかという御質問でござ

います。

こちらにつきましては、検討会取りまとめ後に、関係省庁において検討を行わせていただく予定でございます。

特に、4番のところ、エネ庁さんと環境省さんのほうから補足等があれば、お願いしたいと思います。

国交省からは、以上でございます。

○山田参事官 経産省、お願いします。

○経済産業省（茂木部長） 一言だけでございます。

説明書については、国交省から説明したとおりであります。もう一点、最初のところで、大項目として挙げられていました建材等の省エネ性能の強化についてでございます。

これについては、窓ガラス、サッシ等の建材に関するトップランナー基準の見直しに着手をしたいと思っております。6月中に検討会を開始いたしまして、今の基準の見直しに着手いたします。今日御参加いただいております、前先生にも委員に入らせていただいて検討を進めてまいります。

以上です。

○山田参事官 環境省、補足はありますか。

○環境省（小笠原課長） 特に大丈夫です。

○山田参事官 ありがとうございます。

本日は、第5回タスクフォースに続きまして、有識者として東京大学大学院、前准教授に御登壇いただいております。

前先生から論点整理を10分程度でお願いいたします。

○前准教授 それでは、本日は4つの問題について取り上げたいと思います。

まず1つ目に、平均でZEH問題、省エネ20%のみのワードチェンジされたZEHでは、従来の省エネ計画すら達成不可能です。

2番目に、NDC46%積増ほぼゼロ問題、NDC46%目標において、業務・家庭部門の積み増しはなぜ極端に少ないのでしょうか。

3番目に、省庁の谷間問題。建築への太陽光搭載は誰が普及の責任を追っているのか。

4番目に、断熱の上位等級問題、断熱の上位等級をどのレベルまで設定するのか。この4つについてお話ししたいと思います。

まず、平均でZEH問題です。省エネ20%のみでは積み増し効果が期待できません。在り方検討会の素案では、中長期に目指すべき住宅・建築の姿として、2030年の新築平均でZEH・ZEBを目指すと言われております。

本来のZEHでは、断熱、省エネ、太陽光の3点セットがゼロエネ実現には不可欠なはずですが。

この2030年に新築平均でZEHという表現は、以前から明確に示されておりました。しかし、今回、在り方検討会における素案、平均ZEHについて、タスクフォースの問い合わせにより、

平均でZEHには太陽光を含まない、太陽光抜きの省エネ20%だけZEHであることが明らかになりました。

在り方検討会素案では、太陽光発電の具体的取組は記述されていません。素案のZEHは太陽光抜き、省エネ20%のみが明白です。なぜ、このような定義の変更、ワードチェンジが行われたのでしょうか。

経産省のZEHロードマップ、フォローアップ委員会を確認すると、太陽光を載せなくてもよい、ZEHオリエンテッドの記述はありますが、あくまで都市、狭小地、多雪地域限定です。しかし、太陽光込みの狭義のZEHは鍵括弧付きの『ZEH』とされ、既にワードチェンジの萌芽が見られます。

つまり、太陽光マストのはずのZEHは狭義の『ZEH』とされて、狭小地、多雪地域限定のはずの太陽光抜きZEHオリエンテッドが無制限に拡張される危険があります。

つまり、2030年新築の平均ZEHは鍵括弧がついていない広い概念のZEH、省エネ20%だけなのかもしれません。そんなワードチェンジされたZEHに普及の意味はあるのでしょうか。

そもそも省エネ20%だけZEHに積み増し効果があるのかについてですが、既に省エネ基準は整備されているため、20%省エネの積み増し効果は、ごく限られるのが現実です。本来の太陽光込みのZEHからは大幅後退の逆コースであることは明らかです。

大規模、中規模住宅は届出認可が開始済みで、既に7割、今年4月から説明義務化が開始された小規模住宅では、既に適合率87%に達しています。新築の概ねは省エネ基準をクリアしているのが現実です。

省エネ基準から省エネ20%だけZEHは、実は断熱等級4のままでも、エコキュート、LED照明だけで実現可能です。省エネだけ20%は、現状でも既に当たり前に行えるレベルであり、2030年に向けた積み増し効果は期待できません。

そもそも省エネ20%だけZEHは、かつてのNDC26%目標すら達成困難です。NDC26%目標において、新築住宅の省エネは314.2万キロリットルが見込まれていましたが、当初の2015年の第一次答申では、省エネ基準の適合義務化を前提にしていました。

しかし、2019年の第二次答申では、適用義務化を見送る代わりに、2030年のZEHストックを313万戸と極めて大きく見積もることで、当初目標が達成できると大幅変更していたことがタスクフォースからの問い合わせで明らかになりました。

このZEHストック313万戸の想定は、これまで公開されておらず、このZEHは、明らかに太陽光発電の省エネ効果を見込んだものになっています。

省エネ基準の適合義務化を見送っても、当初の省エネは実現できるということは、2019年の大臣答申に明記されています。

この2015年の第一次答申と2019年の第二次答申について、建築の省エネに詳しい今泉様が詳細な分析を公開されています。

今泉様の分析によると、2015年計画では太陽光は含まず、省エネ基準の適合による省エネがメインでした。これが、適合義務化を見送った2019年計画では、2030年ZEHストック313

万戸を想定し、太陽光込みの『ZEH』が省エネ計画の半分を占める太陽光メインの計画に変更されていました。

国交省の回答では、太陽光の分は除いていると記述されていますが、除外分はごくわずかであり、太陽光の省エネ分はほとんど残っています。国交省は、NDC26%目標の2019年計画において、太陽光込みの『ZEH』、2030年313万戸の普及を想定していたことは明らかです。

2019年計画のZEH化からの太陽光控除が極端に少ない理由は、長期エネ需給見通しの極端に控え目な導入見込みに基づいているためです。この問題は、また、後で取り上げます。

野村総研のレポートによると、ZEHの普及が2021年以降、急拡大すると仮定しても、2030年ZEHストックは159万戸、目標の半分にとどまる見通しです。

今泉様の分析では、太陽光込みの『ZEH』を急拡大させれば、かつてのNDC26%目標、2019年計画をぎりぎり達成できる可能性が残っています。

ただし、2030年に年間30万戸のZEHを新築する必要があり、ハードルは非常に高く、誘導策だけでの実現は、非現実的です。誘導策だけでは不十分であり、レベルの高い承認の適用義務化に向けた環境整備が必要です。

NDC26%達成と、NDC46%積み増しのためには、ハイレベルな省エネと『ZEH』の早期の義務化が必要になってきます。今泉さんの分析では、一番有効なのは太陽光込みの『ZEH』の急拡大の促進、2番目に有効なのは、高いレベルの省エネの義務化です。

財政が厳しくなる中で、省エネを推進するためには、補助金などの誘導策に依存せず、義務化を念頭に住宅ローン拡充や税制の工夫などの環境整備が必要です。

そもそも断熱や太陽光は、10年程度で回収が可能な有利な投資先です。光熱費の低減もローンの与信に考慮すれば、誰もが追加コストなしで、太陽光込みの『ZEH』を入手可能なのです。

また、ZEHの一次エネ削減率は、既に20%を大きく超えています。太陽光抜きZEHは、ごく限定的であるべきで、どうしても太陽光が載せられない場合は、省エネ目標を20%より多く、例えば30%以上とするべきです。

現状では、集合住宅のマンションZEHでも、6階建以上では太陽光発電設置の必要がない。省エネ20%だけでOKとなっています。

集合住宅での太陽光を普及させるためには、太陽光抜きZEHはごく限定的なものとするべきであり、高層物件でも一定容量の太陽光の設置を義務とすることで災害対応も可能となります。

また、本日は論じませんが、建築物（非住宅）でもZEBには太陽光設置が求められていない、誘導基準の普及を過大評価しているなど、様々な問題があります。建築物に関する政策の精査も、今後求められます。

これまで申し上げましたとおり、平均でZEHを、太陽光を含まない、省エネ20%だけとすることは、従来のNDC26%計画すら達成不可能な、全くの逆コースです。

さらに、2番目の問題として、NDC46%、積み増しをほぼゼロ問題、NDC46%目標において、業務・家庭部門の積み増しが極端に少ない問題が挙げられます。

こちらは、5月21日の省エネルギー小委員会で公開された数字ですが、業務部門、家庭部門の積み増しは、ほぼゼロであり、タスクフォースからの問い合わせにも回答がありません。省エネ深掘りと書いてありますが、詳細が不明です。

また、平均でZEH・ZEB実現や断熱改修のさらなる促進など、在り方検討会に関連する項目が並んでいますが、検討会には報告されていません。

第3の問題は、省庁間の谷間問題、建築への太陽光搭載が、誰が普及の責任を負っているのかが不明確ということです。

地域脱炭素ロードマップにおいては、脱炭素の基盤となり重要対策において、屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電が1番目に挙げられています。

在り方検討会委員の諸富先生は、直近で拡大余地が大きいのは、住宅・建築物に設置する太陽光発電であること。住宅・建築物への太陽光設置義務化は、このポテンシャルを実現する上で、必要不可欠な政策であり、2025年、遅くとも2030年には義務化と決めた上で、環境を整備するべきと提言されています。

しかし、こうした太陽光、設置義務化に向けた委員の意見は、検討会素案では取り上げられていません。

優先すべき建築への太陽光普及が進まない理由として、建物への太陽光搭載は、3省の谷間にはまり込み、誰も推進していない可能性があります。省庁間の役割分担を明確にすることが普及の後押しに不可欠です。

前述の2015年発表の長期エネ需給見通しにおける住宅の太陽光の想定は、実際には1年で実現してしまうほど低い見込みでした。

経産省は、住宅への太陽光の導入見込みを、なぜ極端に低く見積もったのか、また、なぜ普及に消極的なのでしょうか。

太陽光は元が取れず、住宅購入者に課題な負担となるという意見があります。しかし、在り方検討会において、太陽光のペイバックは、全国平均で12年、冬に日射が少ない鳥取でも14年という竹内委員の資料が提出されています。

初期コストゼロのPPAモデルもあり、施主に負担をかけず、太陽光の普及は十分に可能です。

既に京都市では、4月より太陽光発電の説明義務化を開始しています。

2030年までに増やせるポテンシャルが大きい建物への太陽光発電について、地域の積極的な取組を国が後押しするべきです。

工務店へのアンケートでも、太陽光の設置義務化や反対が4割弱の一方、賛成2割、態度保留が約半数です。地域の実情に合わせた普及策は、現場でも受け入れられる可能性が大いにあります。

また、建築への太陽光の搭載は、構造や規制にも関係する建築の課題です。建築のプロ

でないと、実質的な推進は困難です。建築の太陽光搭載が省庁の谷間に落ち込むことなく、普及が進む立ってつけが必要です。主体となる省庁に、責任と評価を一体して預けるべきでしょう。少なくとも自家消費分は建築の省エネとして認めるべきであり、売電分も議論の余地があります。3省間での立ってつけの見直しが必要です。

最後の4番目は、断熱の上位等級です。ヒートショック解決と省エネに断熱強化は不可欠です。

あり方検討会素案では、住宅性能表示制度における断熱性能について、上位等級を設定とありますが、具体策の記述はありません。

ZEHの断熱レベルを新等級にするものと推測されますが、ZEHの断熱レベルも十分高くありません。より高い断熱等級の設定が必要です。

健康快適な室内環境と省エネの両立のためには、高い断熱レベルが必要です。省エネ基準、平成18年等級4の家では、最低室温が8度まで低下してしまいます。

ZEHはG1に劣るレベルであり、最低温度が10度以下になってしまい十分ではありません。ヒートショックを防ぐためには最低温度13度まで高められるヒート20、G2レベルの断熱が必要です。

G2レベルの断熱なら、現状の断熱等級4、間欠空調と同じエネルギー消費で連続空調による健康快・適な室内環境を実現できます。

健康・快適と省エネの両立のためには、G2以上の早期普及が極めて重要です。

省エネ基準の断熱等級4は、1999年に作られた時代遅れの水準です。ZEHの断熱も十分ではありません。未来に向けストックするにふさわしいHEAT20、G2レベルを目標とするべきです。

在り方検討会においても、竹内委員が断熱レベルを具体的に提案されています。

日本の住宅の断熱は、海外から大きく遅れているのは広く知られた事実です。

竹内委員は、基準義務化をHEAT20、G2に引き上げることを提言されています。

資料中のシミュレーションには、断熱と空調条件の試算結果も提示されています。省エネ基準の断熱等級と間欠空調と、HEAT20、G2と連続空調では、いずれも暖冷房費が年間5万と、ほぼ同じになります。

断熱等級4のままで、連続空調を行うと年間の暖房費は12万円、間欠空調から7万円も高くなります。等級4からG2への初期コストアップは約70万ですので、暖冷房費が毎年7万円節約できれば、ペイバックは10年です。G2の断熱は十分に経済的なのです。

工務店へのアンケートでも、省エネ基準の適合義務化において、半分が基準を引き上げるべき、望ましいレベルは、半数かがヒート20、G2と答えています。G2レベルの断熱の必要性は広く知られるようになってきています。

鳥取県のような先進的な自治体では、ヒート20、G1、G2、G3を基に省エネ基準やZEHよりも高い断熱レベルを設定しています。

鳥取県の取組に関わられた田上さんによると、手間代と工期さえもらえれば、技術的に

は難しくない。効果自体は目に見えて有効、快適性、光熱費、両面で評判も上々とのこと
です。この成功は、行政から実務者まで優秀なメンバーの熱意で実現されたそうです。

地域が独自の基準を策定する際にも、国の指針は重要です。省エネ基準の等級4が不足
と分かっている、国の最高統計を超える独自基準設定には、大半が二の足を踏んでいる。
やむなくHEAT20などの民間基準を使わなければならない、悩ましいのが現状です。

地域ごとに気候風土は異なるので、全国一律ではなく、各自治体が重みづけをして判断
をしていくことは欠かせません。

自治体が判断できる情報を整理しておいて、2050年からバックキャスティングにより、
国がちゃんと断熱のレベルを示しておくことで、今後の地域脱炭素計画へ進むのを支援で
きます。

国が高いレベルの断熱の上位等級を設定することで、地方行政は独自の政策を進めやす
くなるのです。

鳥取県においては、HEAT20、G1、G2、G3を基に性能基準を設定します。

G2は、推奨レベルとされており、今後メイン普及すること期待されています。

全国の先進的地域で脱酸素への流れが始まっています。しかし、現行の断熱等級4やZEH
はレベルが低く、何を目指したらよいか分からないところが聞かれます。早々に義務化さ
れる等級を、現状の等級を新等級1として、HEAT20、G1、G2、G3を新等級2、3、4とす
る、国が全体のラインナップを示すと、その上で、どこまでやるかは、それぞれの自治体
に任せるのが合理的ではないでしょうか。

繰り返しますが、省エネ基準の等級4は、20年以上前の基準であり、最低限とも言えま
せん。省エネ基準の等級4を新等級1に振り直し、G1、G2、G3を新等級2、3、4で断熱
を評価できることで、地域の実情に合わせた普及を促進できます。

住宅の専門家からの提言においても、こうした高いレベルの断熱等級の設定と早期義務
化が提言されています。

また、断熱において最も重要となるトップランナー制度の改革も重要です。

低性能品の禁止と高性能品へのシフトを加速し「なんちゃってトップランナー」からの
脱却が急務です。

低性能品を禁止し、高性能品だけを残す、真のトップランナーが必要なのは、高い電気
代に苦しむ、取り残される人を出さないためです。高性能を標準化していくことは極めて
重要です。

これからの家づくりで最低限目指すべきは、温かく涼しい、健康、快適な暮らしをいつ
までも省エネコストで全ての人に届けることではないでしょうか。

全国で、脱炭素に向けて、断熱、太陽光発電、断熱改修に取り組んでいる方がいっぱい
いらっしやいます。国は積極的な後押しをするべきではないでしょうか。

2020年の省エネ基準の適用義務化見送りのときのように、また頑張る人のはしごを外す
ようなことを繰り返してよいのでしょうか。全国では、本物の脱炭素にチャレンジしてい

る人がいっぱいいます。国には、ぜひ、そうした頑張る人たちの後押しをしていただきたいと思います。

最後に、これまで取り上げた問題を一通り整理しました。この後の議論の参考になれば、幸いです。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえて、質疑応答に入りたいと思います。発言者は、こちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は、手を挙げる機能で挙手をお願いします。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、論点ごとに少し議論を進めていきたいと思います。

今、ちょうど映っている表で、上から1段落目、2段落目の2030年平均ZEHについてと、それと関連しますので、NDC46%への目標の積み増し、これをひとかたまり、それから太陽光の搭載問題をひとかたまり、そしてその他、下3つをひとかたまりということで、議論を進めていければと思います。

まず、2030年の新築平均でZEH、それから、NDC46%目標への積み増しについて、いかがいたしましょうか。今、前先生から一通りお話がありましたので、省庁のほうから何か回答というか、コメントはありますでしょうか。ありましたら、そちらをまずお伺いしてから委員の御発言としたいと思います。

○黒田審議官 国土交通省でございます。よろしいでしょうか。

○山田参事官 はい。お願いします。

○黒田審議官 いろいろな御意見をいただきましてありがとうございます。

3省によります検討会は今年の4月から4回にわたりまして開催いたしまして、委員の先生方からたくさん御議論、御意見をいただいておりますのでございます。

直近の第4回は6月3日に行ったところでございますが、素案を出させていただきまして、これにつきましてもたくさん御意見をいただいて、現在、その一つ一つについて整理させていただいているところでございます。検討会自体はまだ終わっているわけではございませんでして、しかるべきタイミングでまた開催したいと思っています。議事録についても、まだ公開していないではないかというお話がございましたが、整理したものを近々に公開する予定でございます。会議自体はYouTubeで完全フルオープンの状態で見られる形になっております。

エネ基、温対計画の見直しの状況を踏まえて、回答をこれから、委員からたくさん意見をいただいております。実は今日、前先生からいただいた御意見、竹内先生、諸富先生からも同じような意見をいただいておりますので、そうした意見も含めてしっかりと検討会で改めて御報告いただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○山田参事官 経済産業省からありますか。積み増しがあまりないというところについて、もし回答がございましたらお願いします。

○経済産業省（茂木部長） まず、この省エネ小委員会の資料ですけれども、業務部門と家庭部門の積み増しの内訳については、既にそのときの委員会の資料の中で公表しています。もちろん、省エネ機器の性能向上ですとか、普及拡大で深掘り出来ているというものもございます。

一方で、住宅・建築物の省エネについては、国交省のほうで基準の適合等を含めて御検討されている現時点での数字を踏まえているという形になっておりますので、それをはめ込んだ結果がこういうことだということでもあります。

それ以外の効果については、機器の性能向上ですとか使い方の改善によるものになります。

○山田参事官 ありがとうございます。

まず、大林委員から手が挙がっています。大林さん、お願いします。

○大林構成員 国交省、また、経済産業省、御説明ありがとうございます。

まず、経済産業省は建材の基準について委員会を立ち上げるということで、大変すばらしいと思います。

国交省のほうから御説明のあった、検討会で議論をしているという状況ですが、そもそも、このタスクフォースを開催しようとしたのは、実は既に検討会で素案が出されていて、その中では、太陽光の義務づけの議論や、省エネ性能表示の義務づけなどの議論がうやむやにされているということがわかったからです。素案が出ているにもかかわらず検討を続けてまいりますということをおっしゃっているのですが、その意味は、素案に準拠せず、検討会での議論はまだこれからも何度かやるということをおっしゃっているのでしょうか。

それに関係して、国の長期の戦略の中の一つとして住宅・建築物の省エネがあるべきというご説明ですが、2030年に46%削減、2050年カーボンニュートラルという目標を考えれば、全てのあらゆるアイテムが全速力でできることをやっていかななくてはならない状況であり、他省庁が決めてから出すのではなく、ぜひ国交省のリーダーシップで、住宅用太陽光発電については、これだけを入れるという目標値を明確に定めるとか、何年までそれをやっていくとか、そういった議論こそが今、求められているのではないのでしょうか。国の長期目標を待っていて、その中で整合性をとるのでは遅すぎる。

2つについて御回答いただけましたらと思います。

○山田参事官 国土交通省、御回答をお願いします。

○黒田審議官 国土交通省でございます。

今、大林先生から御指摘をいただきました。検討会をあと何回やるかというのはまだ分かりませんが、いずれにしても全体の計画の状況と合わせて、かなり第4回でいろいろな御意見を頂戴していますので、しっかりと御回答しないといけないと思っております。

パネルの話とかが少ないではないかという話もございましたが、決してそうではなくて、かなり毎回、言葉は悪いですけれども、白熱したというか、いろいろな御意見をいただいております。実際、今日の前先生の資料の中でありました鳥取県の平井知事からも御提案

をいただいたという形で、竹内先生からも御意見をいただいています。

導入促進をするという方向については各委員とも同じなのですが、御覧のとおり、義務化については意見がかなり分かれていますので、将来に向けた国民意識の土壌づくりをしっかりと進めていくべきだということを多くの意見からいただいているということでございます。

そうした意見も含めて、現実的な政策は何がしっかりできるかということも、もちろん、バックキャストでロードマップの中にスケジュール感を示して、対策を講じていきたいと思っております。いずれにしましても、しっかりスピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。

○大林構成員 今の絡んで、1点だけいいですか。

○山田参事官 それでは、大林さん、続いて、高橋さん、お願いします。

○大林構成員 長期の目標の話、あるいはエネ基の話ですが、その中に住宅・建築物の省エネルギーが含まれるということをおっしゃっているのだと思うのですが、それは国交省の検討会の中でもエネ基における省エネルギー部分について十分説明をされて、委員が議論をしていると考えてよろしいでしょうか。

○山田参事官 それでは、先に回答をもらって、高橋さん、お願いします。

○黒田審議官 済みません。御趣旨をもう一度、検討会の中で全体を。

○大林構成員 長期の目標の中でいろいろな省エネの議論をしておっしゃっているわけですが、今回の国交省の検討会の中でも、エネ庁がやっているエネ基の議論は十分フィードバックされて、委員の方々も理解しながら、議論しているということによろしいでしょうか。

○黒田審議官 もちろん、全体像の話、また、数字の話というのはこれからでございます。基本的に、住宅・建築物の施策の方向性について、具体的な中身について議論をさせていただいております。

ただ、これからエネ基、温対計画の議論が本格化してきますので、同時並行でその議論も提示させていただきながら、全体からどんどん攻めていくという形になるのかと思っております。

○山田参事官 では、続いて、高橋委員、お願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。高橋です。端的にお伺いいたします。

ZEHは確かにいろいろな幾つかの定義というか、種類があるわけですが、今、国交省さんで議論されているZEHには太陽光発電は含まない、太陽光発電の義務づけられたものを搭載したものは含まないという理解でいいのかというのが一つです。

太陽光発電を含まない、要するに省エネ基準20%削減のZEHの積み上げで46%削減というNDCを十分に達成するような基準になるのかという、この2点について御返答をお願いします。

○山田参事官 国土交通省、お願いします。

○国土交通省 住宅生産課長の石坂でございます。

今、議論していただいているのが住宅・建築物の断熱化の点でございます。こちらについては業務部門、家庭部門での削減効果になりますけれども、太陽光については再生エネルギー部門ということで、全体はそちらのほうで提示していただくことになるかと思えます。

○高橋構成員 要するに、ZEHには太陽光発電の搭載は含まれるのかという質問なのですが、別途議論するということがありますか。

○国土交通省 太陽光は含まれていないという認識でございます。

○高橋構成員 含まれていないけれども、NDCの46%削減は十分にできるというお考えでしょうか。

○国土交通省 46%の実現について言えば、この点だけで46%というのは全体で考えていただくべきもののお話でございますので、そこについてはコメントのしようがないところでございます。

○高橋構成員 もちろん、国交省さんだけで46%削減はできないわけですがけれども、先ほど大林委員もおっしゃったとおり、全ての役所ができるところを最高レベルでやらないとできないという認識で、今、内閣を挙げて指示が入っているという前提で私どもも提言を申し上げておりますので、そこはちょっと、ここはうちの担当ではないからと言ってしまおうと切りがないわけで、国交省さんはここまですごくやっているのかと言われて、むしろ称賛されるぐらいですので、そこは、ここはうちの関係ではないということではなくて、ぜひ、ZEHというそもそもの定義を考えると、ゼロエミッションなわけですから、太陽光を含めて、もちろん、複数の課が集まって議論していただいても結構なわけですがけれども、やっていただけるようお願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

時間も限られておりますので、できれば、今も少し次の論点に入りかけていると思えますけれども、建築物への太陽光搭載は誰が普及の責任を負っているのかということについて、端的に省庁のほうから御説明いただきたいと思えます。国交省、そして、経産省。

国交省、お願いします。

○黒田審議官 太陽光パネル設置のお話については、先ほど申し上げましたけれども、検討会でいろいろな意見が出ております。パネルだけではなくて、再エネという観点からもいろいろなお話も出ていて、今日の参考資料の中にも太陽熱とかバイオマスとかいろいろ併記がありますけれども、いろいろな話がございまして。

いずれにしても、この再エネ分野については、エネ庁、環境省としっかり相談していきたくと思っています。どの省庁がやるというのではなく、みんなで作るということでしっかり取り組んでいきたくと思っています。

○経済産業省（茂木部長） 経済産業省です。

○山田参事官 お願いします。

○経済産業省（茂木部長） 御承知のとおり、経産省では太陽光パネル、太陽光発電だけではないですけども、再生可能エネルギーの普及・拡大ということでFIT制度を導入していきまして、住宅の太陽光についても直近19円で買い取るということの制度によって、かなり住宅の太陽光は普及してきていたものです。

それから、その促進策として、ZEHというコンセプトも早い段階から提唱して、その支援策として補助金を入れてやってきたわけです。これは再エネと省エネ政策のハイブリッド政策であるということでやっておりまして、これも環境省、国交省の御協力を得ながら推進してきたということでもあります。

これは今後、さらに進めていこうと思うと、環境省、国交省の御協力は不可欠でありますし、特に住宅政策という観点からは、これは建築基準法の中での議論、それから、構造物としての扱いの話、そうしたことも含めて、しっかり国交省と連携していく。エネルギー政策としては、経産省がしっかりやってまいりますが、実際にこれを導入する場面では国交省との連携が不可欠であるということになって、これは両省でしっかり連携して進めていきたいと思っています。

○山田参事官 環境省。

○環境省（小笠原課長） 環境省の小笠原と申します。ありがとうございます。

総論として、環境省としては太陽光発電、再生可能エネルギーのポテンシャル調査というものをやっておりましたけれども、その中でも太陽光というものは大きなポテンシャルがあって、2050カーボンニュートラルに向けて太陽光を最大限利用していくということは不可欠だと考えております。

そのために、検討会でも義務化というものを含めて議論したところで、検討会をお聞きの方は既に聞かれているとおり、義務化すべきという意見、一方でコスト負担とか積雪地等であるとか、都市部狭小地等の問題があるという意見、それから、公共施設により率先実施すべきといったこと、まずは機運の醸成に向けた土壌づくりが必要だと、そういった様々な意見が出ているところでございます。

そういった意見を踏まえた取りまとめ素案、その中では、住宅・建築物について制度的な対応の在り方を含め、必要な対応を検討していくことという提案も含めて議論しているところでございます。

どこの省庁という意味では、気候変動政策、エネルギー政策、住宅政策、それぞれ深く関わるものでございますので、3省庁連携して検討していきたいと考えております。

○山田参事官 原委員から手が挙がっておりますが、原委員、ありますか。

○原構成員 ありがとうございます。

太陽光に関して、先ほど前先生からの話にもあった、2019年26%削減を実現するために、ZEH。これは太陽光も含むZEHだと思いますが、それを313万戸というのは引き続き実現するつもりなのでしょうか。これが1つ目。

それから、質問はあと2つあるのですが、NDC46%になったことによって、その313万戸

という目標は変更されているのかどうか2つ目。

3点目に、それらを実現するためにどう実現するのでしょうかという、3つ教えていただけますか。

○山田参事官 国土交通省、お願いします。

○黒田審議官 今の原先生の数字の話については、検討会でしっかりと出していきたいと思っています。

ちょっとほかの質問が、すみません。最後のほうが聞こえなかったものですから、もう一度お願いできますでしょうか。

○原構成員 今、313という数字についてはさらに検討ということだったのですが、313万戸というのは既に出されていて、それは少なくとも達成するというこゝろでよろしいのでしょうか。

それから、それを達成するための具体策はどう考えられているのでしょうか。

○黒田審議官 それも含めて、検討会で出すような形で整理させていただきたいと思っています。

○山田参事官 ありがとうございます。

残り時間も少ないので、駆け足で申し訳ないのですけれども、最後の議題です。断熱の話以下について、これは委員の方から御質問、コメントでございますでしょうか。

川本委員、お願いします。

○川本構成員 ありがとうございます。

基準の義務化については前回のタスクフォースでも議論があったと思います。いろいろと今日の前先生の御議論を聞いていまして、何回議論しても、これはやはり、さらに基準を強化して義務化していく方向でないとNDC46%になる道というものは描けないと思います。それ以外の道で何かあり得るのでしょうか。何か検討されているということですが、その場合『検討』とは基本的には義務化を一応するという前提に立ち、しかし、それは負担もあるかもしれないからこういう段階でやっていくというところを検討される、それがこの『あり方』の委員会の使命ではないかと思うのです。しかしそこはまだ、そもそも義務化すべきかどうかを議論されているのでしょうか。そこら辺の方針をむしろ、ここではっきりさせていただいたほうがよろしいかと思うのです。

○山田参事官 国土交通省、お願いします。

○国土交通省 検討会でも、委員の皆さんの意見としては、断熱について義務化すべきという意見が大勢でございました。そんなわけで、断熱化の基準については段階的に強化すべきという意見をいただいているところでございます。

○山田参事官 いかがでしょうか。

すみません。私のところもチャットで委員の方々からまだまだいっぱい質問したいのだけれども時間もないのでということなので、大変恐縮ですけれども、少しまた委員からの質問を別途、書面で省庁のほうにお出しして、また回答いただいて、それをまたホームペ

ージで公表するということを続けさせていただきたいと思います。

それでは、本日、すみません。最後になりましたけれども、大臣からコメントをいただけますでしょうか。

○河野大臣 どうもありがとうございました。

ちょっと私の判断ミスで、フォローアップだから1時間でいだろうと思って1時間ということにさせていただきましたが、これはもう一回、7月中にやらせてもらわないと駄目だと正直思います。もう一回、今度はきちんと時間を長く取って議論する必要があるのかなと今日聞いていて思いました。

2050年のカーボンニュートラルというのはやはり相当高いハードルなのだと思います。どなたかおっしゃっていたように、これは日本を挙げて、できるところまでやってクリアできるかどうかというハードルなのだと思います。ですから、2050年にカーボンニュートラルを達成しているというところからバックキャストिंगをしていって、2030年までには何をやらなければいけない、ここで何をやらなければいけないというのが決まっていかなければならないと思うのですけれども、先ほどから聞いていると、検討会という話がありました。少なくとも検討会でまず検討してもらうためにはゴールをどこへ何を置くのかというのがあって、それを達成するためにどういう段階を踏んでいくのか、だから、その検討会で、まず検討するためには、いつ、どういうものを義務化するのかというのがあった上で、それを達成するのにどういう段階を踏むのですかというのがあるのだと思います。なので、次のタスクフォースまでに、検討会が置いているゴールは、どこで何を達成する、それを実現するためにどういう選択肢があるのかという議論をされているでしょうから、まず、検討会のバックキャストिंगをしたらこういうことになるねということをしちゃんと御説明をいただかないとちょっと議論が深まらないと思います。それをしっかりとお願いしたいと思います。

それから、やはりいろいろなもののデータをきちんと公開していただいて、説明をしていただく必要があるのだと思います。これまでの計画と2050年のカーボンニュートラルというゴールが示されての計画というものは多分、いろいろなものが変わってくるわけで、データをきちんと公開していただいて、何でそういう議論になっているのかというのが分かるようにしていただいて、タスクフォースのメンバーや前先生が納得できるような、そういう議論をしていただかなければいけないのだろうと思います。

日本の家、特に冬は寒いというのが日本で暮らした外国の人はみんな感じている。だから、それだけこの断熱基準も低いねという中でこのカーボンニュートラルをやるのです、ゼロエミッションですという話をするわけですから、やはり相当きちんと議論して道筋を立てていかないといけないと思います。

それから、すごく気になっているのが、太陽光の住宅設置、誰が責任を持つのか。みんなやるのです、これはみんなやる、みんなが責任を負いますというものほど誰も責任を負わないというのははっきりしているわけです。これは次回までに、縦割り打破ですか

ら、菅内閣では誰かがやっている、特に俺は知らないと言ってそっぽを向いているのは許されないというのは大前提ですが、少なくとも、この目標を達成する責任者は誰だというのははっきり決めておかないといかぬと思います。できれば、次のこのタスクフォースまでに太陽光の住宅設置の最終責任、つまり、ここで責任は誰なのかというのをきちんと示していただかないと、みんなでやるのですというのは、これがうまくいかなかったら、いや、みんなでやって、みんなで失敗しました、終わりみたいなことになってしまいますから、責任者は俺だというのをはっきり決めていただかないと駄目だと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

エネルギー基本計画の作業が少し遅れているようではすけれども、この部分の住宅・建築物の省エネ対策は別にエネ基が定まらないからといって決められないものでもないと思いますし、ここについては野心的なゴールを決めて全体の議論をリードしていただきたいと思っていますので、今日は1時間で何とかなるだろうと思っていた私がちょっと間違えたということで大変申し訳なく思いますが、次回はちゃんと時間を取ってしっかり議論していただけるようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、規制改革推進室の公式ツイッターにおいて随時告知いたします。

それでは、本日は終了いたします。ありがとうございました。

○河野大臣 どうもありがとうございました。